

ハラスメントに困っていたら

- 一人で悩まずに、早く「ハラスメント相談員」に相談しましょう。
- ハラスメントかどうかわからなくても、また些細なことでも気軽に相談しましょう。
- 相談員はあなたの立場に立って、プライバシーを守り、あなたの意向に沿った形で進めていきます。どのような解決法を求めているのかを十分にお聞きしますので安心して相談してください。
- ハラスメント相談員は全学に配置されています。相談しやすいところへ相談してください。また、匿名での相談も受け付けます。（ただし、何らかの対応を必要とする場合は、名前等を特定しないと対応できないときもあります。）

ハラスメント相談員の名簿は、本学ウェブサイトに掲載しています。
(閲覧は「どこでもhunet」もしくは、「うちhunet」の接続が必要です)

大学ウェブサイト▶キャンパスライフ▶

困った時の相談窓口▶ハラスメントの防止▶

相談窓口▶ハラスメント相談員一覧へ(学内限定情報)



ハラスメント相談専用メールアドレス

特定のハラスメント相談員へは相談しづらい場合、誰に相談したら良いのかわからない、ちょっとした疑問、あるいは卒業生からの相談など、ハラスメント相談専用メールで相談することもできます。相談は匿名でも構いません。相談内容に応じて、また相談者の意向を尊重をしながら、解決に向けて応えていきます。

✉ soudan@m.hiroshima-cu.ac.jp

学外の相談機関

学外にも様々な相談機関があり、たとえば、次のような相談機関があります。なお、曜日・時間帯などが決まっていたりしますので、各ウェブサイト調べた上で相談することをお勧めします。

性被害ワンストップセンターひろしま

082-298-7878 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/>

ゆいぼーと（広島市男女共同参画推進センター）

女性相談員に相談 082-248-3315

男性相談員に相談 082-545-6160

<http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/>

エソール広島（(公財) 広島県男女共同参画財団）

082-247-1120 LGBT 電話相談 082-207-3130

<http://www.essor.or.jp/>

法務局の相談窓口 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

みんなの人権 110 番

0570-003-110 (全国共通ダイヤル)

女性の人権ホットライン

0570-070-810 (全国共通ダイヤル)

外国人のための人権相談

0570-090-911 (外国語人権相談ダイヤル)

ハラスメント相談 Q & A

ハラスメントの相談は、とても勇気がいるし不安も感じると思います。相談することへの不安を少しでも軽減していただくため、いくつか Q & A にまとめました。この他にも不明なことがありましたら、お気軽にハラスメント相談員へお問い合わせください。

Q1 相談したら、必ず加害者から事情を聴くことになりませんか？ 報復されそうで不安です。

相談への対応は相談者（被害者）の意向に沿って行います。特に、加害者への接触について、相談者（被害者）の了解なしに行うことはありません。

また、相談者（被害者）に二次被害（報復行為等）が起きないように留意しながら対応します。もし、報復行為があった場合は、それ自体を二次加害行為として厳正に対処します。

Q2 相談して秘密は漏れることはないのですか？

相談員には、守秘義務が課せられており、相談者（被害者）の了解を得ることなく、他の者に相談者（被害者）から相談があったことを伝えることはありません。

また、相談員だけでなく、対応に関与した他の関係者についても、相談者（被害者）など関係者のプライバシーを守ります。本人の同意が無い限り、職務上知り得た相談内容や個人情報に関係のない人に知らせたりすることはありません。

Q3 ハラスメントにあたるかどうかわからないのですが、相談しても良いのでしょうか？ 些細なことだから我慢すべきか悩んでいます。

質問のような状況のときは、何らかの問題が起きていると思います。相談（質問）してほしいと考えています。

不快に感じる、困っているときには、まずハラスメント相談員に相談しましょう。相談員と一緒に考えていきます。

Q4 相談は誰かと一緒に行っても良いですか？

もちろん、友人やご家族の方と一緒に相談にきていただいても結構です。

Q5 友人から相談されているのですが、どういうアドバイスをすれば良いでしょうか。

話を聞いたり、アドバイスすることで相談者（被害者）の気持ちが楽になり、しっかり聴いてあげることが大切だと思います。

しかし、解決に向けた対応となると、ハラスメントの態様は様々で、その方法も一様ではありません。あなたからハラスメント相談員へ相談する、あるいは、相談者と一緒にハラスメント相談をすることをお勧めします。

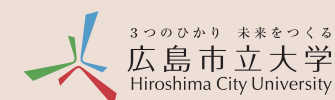
キャンパス

ハラスメントのない



ハラスメントは、学生や職員など大学構成員の個人としての尊厳を侵害し、又は就学・就労・教育・研究の環境を害し、あるいはこれらの権利を侵害するものであり、決して許容されるものではありません。

広島市立大学はハラスメントを許しません。すべての大学構成員が、安心して就学・就労等ができるよう、ハラスメントの根絶に全力を挙げて取り組みます。



3つのひかり 未来をつくる
広島市立大学
Hiroshima City University

これらの言動はハラスメントになり得ます！

セクシュアル・ハラスメント

「職員や学生等が、他の職員や学生等を不快にさせる性的な言動」をいいます。

ジェンダー・ハラスメント

「性に関する固定観念や役割意識による言動により、他の者を不快にさせるもの」です。

アカデミック・ハラスメント

「職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の職員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又就学上の不適切な言動」をいいます。

パワー・ハラスメント

「職員がその職務上の地位又は権限を利用して、他の職員に対して行う就労上の不適切な言動」をいいます。

具体的な例としては…

- ・遅くまで大学に残っていると、頼んでもいないのに自宅へ送ると執拗に誘う。
- ・研究室で二人きりになると、体を近づけたり、髪などを触る。
- ・性的な内容のメールを何通も一方的に送信する。
- ・交際しているかのように思い込んだメールを執拗に送信する。
- ・「誘いを断れば単位が認定されない」などと思わせるような状況にして、性的な誘いかけをする。
- ・指導学生や部下との出張中に、ホテルの一室に呼び出す。
- ・食事の誘いを断ったことをきっかけに、教育上や業務上の連絡をしなくなる。
- ・相手の体を上から下までじろじろ眺めたりする。
- ・肩、背中、腰、頬、髪等に日常的に触る。
- ・相手が返答に困るような性的または下品な冗談を言う。
- ・卑わいな映像や文章等を強引に見せる。
- ・意図的に性的な噂を流す。
- ・個人が特定できる形で、SNSなどで性的な内容の中傷や私的な情報を書き込む
- ・体のスリーサイズや性的体験などの話題を持ち出す。
- ・「男のくせに根性がない」、「女に仕事は任せられない」、「女性は研究には向かない」、「女性は子どもを産むべき」などと、性に関する固定観念や性別役割観を押し付ける発言をする。
- ・「女の子」、「男の子」、「おねえさん」、「おばさん」、「おじさん」などと人格を認めない呼称をしたり、特定の学生だけを「ちゃん」付けで呼んだり、呼び捨てにしたりする。
- ・研究室や職場で、女性ということだけで飲食の世話や掃除、私用をさせる。
- ・性的指向や性自認をからかいの対象にする。

セクハラ の判断は…

相手がその言動をどのように受け止めたかが大きく影響します。この程度のことは許容されるだろうというのは勝手な考えです。相手が応じていると思って、その人の意に反する不快な言動であれば、セクハラと判断されることがあります。

大学ウェブサイト

「ハラスメント防止及び対応ガイドライン」に他の事例も掲載しています。

アカハラ パワハラ の判断は…

問題となった具体的言動やその行為が行われた状況（背景・事情）等に基づき、指導・教育の「適正な範囲」を超えたものかどうかにより判断していきます。

ハラスメントの被害にあったとき、被害にあっている人を見たときには

- 被害にあったときには、友人や家族、同僚など信頼のおける人に相談しましょう。
- 「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」など具体的に記録しておきましょう。
- 自分の周囲でハラスメントにあっている人がいれば勇気をだして助けてあげましょう。

ハラスメント相談の流れ

相談者（被害者）の意向によっては、相談員限りの相談になる場合もありますが、以下は、何らかの対応をしていく場合の基本的な流れ（例）になります。相談者（被害者）の意向に沿って、迅速に対応を進めることを基本としています。また、対応をしていく節目節目で、相談者（被害者）の意向を確認しながら対応します。

・相談員からハラスメント相談室長へ相談内容等を報告。

・ハラスメント相談室長が、相談者（被害者）から了承を得て、また、どういう対応を希望するかなどを聞いた上、行為者などから事実関係を確認。

・事案の内容や相談者（被害者）の意向を尊重しながら、ハラスメント相談室長と所属長等が協力して、調整（行為者等への注意・指導、行為者と被害者の分離など）や、被害の回復などの措置を実施。

相談から対応の流れ

相談者

（被害者のほか、友人、目撃者も含まれます。）

相談員

- 相談を受け意向の確認や調整を取り次ぎます。
- 被害者をサポートします。

ハラスメント相談室

- 解決に向けて調整をします。
- 必要に応じてハラスメント調査委員会において調査をします。（相談内容についての調査及び解決策・救済措置の検討）

理事長

- 調査結果に基づいて適切な救済措置を講じます。
- 環境の改善に取り組みます。
- 問題に応じて厳正に対処します。

このような場合も相談できます

例えば、次のような場合も相談等ができます。

- 授業時間外・勤務時間外、あるいは学外で受けた言動
- 学生の間で発生したもの
- 卒業生や離職した職員が、本学在籍中に受けた言動
- インターンシップ、教育実習、就職活動、アルバイト先等で受けた言動
- 学会活動等の職務に関連した活動中に受けた言動
- 大学に入入りする学外の関係者との間で発生したもの
- 盗聴やつきまとい・ストーカー等の被害を受けている場合